

リニューアルしました💡

# 公共下水道の一時使用届に関する電子申請のご案内

電子申請すると、**来所せずに事前協議が可能**になります！

- ✓ 事前協議のための来所が不要となります！（事前立会を実施します）
- ✓ 電子申請なら、24時間申請が可能です！

申請先	対象地域	事前協議・事前立会 についてのお問合せはこちら	現場査定・使用料納付等 についてのお問合せはこちら
東部第一下水道事務所 江東出張所	<ul style="list-style-type: none"><li>江東区全域</li><li>台場（港区）</li><li>東八潮（品川区）</li><li>令和島（大田区）</li></ul>	江東出張所 ☎ 03-3645-9273	お客さまサービス課 ☎ 03-3645-9646
西部第二下水道事務所 北出張所	<ul style="list-style-type: none"><li>北区全域</li></ul>	北出張所 ☎ 03-3969-6490	お客さまサービス課 ☎ 03-3969-2700

※上記以外の地域では、引き続き従来どおりの手続きが必要です

＼ 手続きはこちら ＼



東京都下水道局 一時使用届

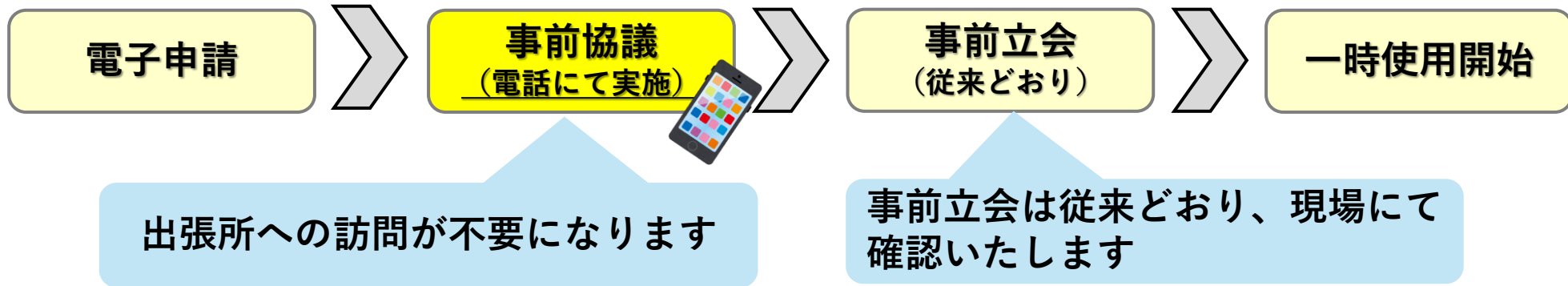
検索

下水道局HP > 届出・申請 > 申請様式案内 > 排水 > 工事等に伴い  
工事排水や地下水・湧水を下水道管に流す建築工事等を計画される方  
へ（公共下水道一時使用届のご案内）



詳細は裏面で分かりやすく解説しています→

## ●電子申請時の手続の流れ



## ●記入例の閲覧方法と電子申請サイトへのアクセス方法

### 1 下水道局ホームページ（一時使用届のご案内）にアクセス

<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/application/todoke/itijisiyou>

下水道局HP > 届出・申請 > 申請様式案内 > 排水 > 工事等に伴い工事排水や地下水・湧水を下水道管に流す建築工事等を計画される方へ（公共下水道一時使用届のご案内）

💡 電子申請サイトをリニューアルし、全ての必要書類が提出できるようになりました！

ホームページのイメージ

### 2 ①提出書類一覧を押下すると、記入例を閲覧できます

### 3 ②申請フォームを押下すると、電子申請サイトにアクセスできます

【お知らせ】公共下水道の一時使用届に関する電子申請のご案内

電子申請により、**下水道局出張所に来所せずに事前協議が可能となる試み**を実施しています。[チラシはこちら](#)（クリックしてください）

現在、試行として**江東出張所**との事前協議については、

- STEP1：事前協議に必要な資料を**①提出書類一覧**（クリックしてください）で確認し、データで作成してください。
- STEP2：作成したデータを**②申請フォーム**（クリックしてください）から送付してください。
- STEP3：送付されたデータは下水道局出張所が確認し、折り返しお電話させていただきます。

とさせていただきますので、来庁の必要はございません。ご協力のほどお願い致します。

- ※注1 上記STEPを実施して頂いた場合は、以下の「3 使用届提出」は必要ございません。
- ※注2 従来通り、来庁して事前協議をして頂いても構いません。

このまますぐに申請する

ゲストとして申請を進めます。

※メールアドレス認証が必要な場合があります。

申請へ進む

「申請へ進む」から、申請内容の入力画面に進むことができます。